

目黒区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

平成17年4月1日付け	目総総第39号	決 定
平成18年4月1日付け	目総総第22号	一部改正
平成18年12月1日付け	目総総第1413号	一部改正
平成19年4月1日付け	目子子第24号	一部改正
平成20年4月1日付け	目子子第1871号	一部改正
平成21年4月1日付け	目子子第2731号	一部改正
平成22年5月17日付け	目子子第2522号	一部改正
平成23年5月11日付け	目子子第1560号	一部改正
平成24年5月14日付け	目子子第1861号	一部改正
平成25年6月4日付け	目子子第2423号	一部改正
平成25年11月28日付け	目子子第8121号	一部改正
平成26年4月1日付け	目子子第176号	一部改正
平成26年5月15日付け	目子子第1876号	一部改正
平成27年4月21日付け	目子子第1050号	一部改正
平成27年7月27日付け	目子子第4371号	一部改正
平成27年11月5日付け	目子子第7499号	一部改正
平成28年4月1日付け	目子子第284号	一部改正
平成28年7月5日付け	目子子第3517号	一部改正
平成29年4月1日付け	目子子第753号	一部改正
平成29年6月14日付け	目子子第7135号	一部改正
平成30年8月1日付け	目子子第4686号	一部改正
令和元年7月24日付け	目子子第3780号	一部改正
令和元年9月24日付け	目子子第6291号	一部改正
令和元年11月14日付け	目子子第8005号	一部改正
令和2年11月6日付け	目子子第6566号	一部改正
令和3年5月17日付け	目子子第1843号	一部改正
令和4年3月31日付け	目子子第13541号	一部改正
令和5年9月26日付け	目子子第6063号	一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者及び幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部又は国立大学附属幼稚園に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る私立幼稚園等保護者負担軽減事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める幼稚園をいう。
- (2) 幼稚園類似の幼児施設 東京都知事が認定する施設をいう。
- (3) 幼児 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (4) 私立の特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第30条の11第1項に定める施設・事業のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (5) 私立の特定教育・保育施設 支援法第27条に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (6) 小学校就学前子ども 支援法第30条の4第1項第1号から第3号までに掲げる小学校就学前子どもとして同法第30条の5に定める認定を受けた幼児又は支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児をいう。
- (7) 保護者 幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設（以下「私立幼稚園等」という。）、幼稚園類似の幼児施設、国立大学附属特別支援学校幼稚部、又は国立大学附属幼稚園に保育料を納入する義務を負っている者をいう。
- (8) 第1子 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者をいう。
- (9) 第2子 保護者と生計を一にし、次のいずれかに該当する兄又は姉（以下「特定被監護者等である兄又は姉」という。）を1人有している園児をいう。
 - ア 保護者が現に監護する未成年
 - イ 未成年であったときに、保護者が現に監護していた者
 - ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイに該当する場合を除く。）
- (10) 第3子以降 特定被監護者等である兄又は姉を2人以上有している園児をいう。
- (11) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ウ 婚姻歴にないひとり親家庭の者
 - エ 身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - オ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - カ 精神保健及び精神障害者福祉に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
 - キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

ク 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者
その他適当な者（在宅の者に限る。）

ケ その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

（補助金の種類及び交付対象者）

第3条 補助金の種類及び交付対象者は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要であると認めた場合は、この限りではない。

（1） 入園料補助金 幼児が区内に住所を有する期間に私立幼稚園等又は幼稚園類似の幼児施設に入園し、当該園等に入園料を支払った保護者に対して、幼児1人につき1回に限り交付する。

（2） 施設等利用給付（無償化事業給付金） 当該年度において、幼児が区内に住所を有し、かつ、私立幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部及び国立大学附属幼稚園に在籍している期間について、支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときは、当該園等に入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を支払ったその保護者に対して、月を単位に交付する。ただし、休園期間中は、保育料等が発生していても補助対象期間外とする。

（3） 保育料補助金 当該年度において、幼児が区内に住所を有し、かつ、私立幼稚園等又は幼稚園類似の幼児施設に在籍している期間について、当該園等に保育料及び学納金（特定負担額）を支払った保護者に対して、月を単位に交付する。ただし、休園期間中は、保育料及び学納金（特定負担額）が発生していても補助対象期間外とする。

（4） 預かり保育料補助 私立幼稚園等、国立大学附属特別支援学校幼稚部又は国立大学附属幼稚園の在籍園児のうち、次のいずれかに該当する保育の必要性がある子どもについて、預かり保育の利用に要した費用を支払った保護者に対して支給する。

ア 満3歳以後の最初の3月31日を経過した子ども

イ 満3歳児（アを除く。）のうち、区市町村民税非課税世帯の子ども

ウ 満3歳児（ア及びイを除く。）のうち、第2子以降の子ども

（5） 認可外保育施設等利用費に係る預かり保育料補助 前号の預かり保育料補助の支給を受ける在籍園児が、次のいずれかの要件を満たす施設に在籍し、かつ支援法第7条第10項第4号に規定する認可外保育施設、同項第6号に規定する一時預かり事業又は同項第7号に規定する病児保育事業及び同項第8号に規定する子育て援助活動支援事業であって、支援法第58条の2に規定する確認を受けたもの（以下「認可外保育施設等」という。）を併用している場合に、当該認可外保育施設等の利用料を支払った保護者に対して支給する。ただし、前号ウに該当する者は、幼稚園型一時預かり事業の利用料のみ支給する。また、前号の預かり保育料補助の支給額が前号ア、イ又はウのいずれかに該当する者に応じ支払われる次条第4号ア又はイに定める支給限度額を支給されている場合は、この限りでない。

ア 通園している幼稚園等が預かり保育を実施していない場合

イ 通園している幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満

ウ 通園している幼稚園等の年間(平日・長期休業中・休日の合計)の預かり保育開所日数が200日未満

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 入園料補助金 幼児1人につき、60,000円
- (2) 施設等利用給付(無償化事業給付金) 25,700円とする。ただし、当該年度に前号の入園料補助金の交付を受けた場合には、当該年度に支払う保育料等の合計額から当該入園料補助金を差し引いた額が、25,700円に満たない場合は、その額を施設等利用給付の額とする。また、国立大学附属特別支援学校幼稚部に通園している幼児の施設等利用給付については月額400円、国立大学附属幼稚園に通園している幼児の施設等利用給付については月額8,700円を限度額とする。
- (3) 保育料補助金 幼児1人につき、別表1に掲げる額とする。ただし、当該年度に入園料補助金及び施設等利用給付の交付を受けた場合には、当該年度に支払う保育料及び学納金(特定負担額)の合計額から、当該施設等利用給付を充てた保育料の合計額を差し引いた額が、当該保育料等及び学納金を支払った期間に応じた保育料補助金の合計額に満たない場合は、その額を保育料補助金の額とする。
- (4) 預かり保育料補助 前条第4号ア、イ又はウのいずれかに該当する者1人につき、利用日数×450円の額と次のア又はイに該当する者の区分に応じて定める支給限度額のどちらか低い方の額とする。
 - ア 前条第4号アに該当する者の支給限度額 11,300円
 - イ 前条第4号イ又はウに該当する者の支給限度額 16,300円
- (5) 認可外保育施設等利用費に係る預かり保育料補助 前条第4号ア、イ又はウのいずれかに該当する者1人につき、前号ア又はイに定める支給限度額から前条第4号ア、イ又はウに該当し支払われた預かり保育料補助を差し引いた金額とする。

(補助金の交付)

第5条 前条に規定する補助金は、幼児と同一世帯に属し生計を一にする者であって、当該幼児の扶養義務を負う全ての者の区市町村民税所得割課税額の合計額を確認することによりその交付を行うものとする。区市町村民税所得割課税額の合計額の確認方法は、別途定める。

(保育の必要性の確認)

第6条 第3条第4号に規定する保育の必要性があることを確認するため、同号ア又はイに該当する者の保護者は、別記第7号様式による認定申請書に、別表2の左欄に定める認定要件の区分に応じ、同表の右欄に定める提出書類を添えて、区長に提出し、保育の必要性の認定又は却下を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の認定又は却下をしたときは、別記第8号様式による認定又は却下通知書を申請者宛て通知するものとする。
- 3 第3条第4号に規定する保育の必要性があることを確認するため、同号ウに該当する者の保護者は、別表2の左欄に定める認定要件の区分に応じ、その他同表の右欄に定める提出書類を添えて、区長に提出するものとする。

(補助金の交付申請及び制限)

第7条 第3条に規定する補助金の交付を受けようとする保護者は、当該年度の末日までに別記第3号様式による交付申請書に、別記第4号様式による在園証明書その他区長が必要と認

める書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 預かり保育事業を実施している在園幼稚園は、保育の必要性が認定された者について、別記第9号様式による利用実績証明書を区長に提出しなければならない。また、認可外保育施設等を利用している保護者は、別記第10号様式による提供証明書を施設等から受領し、区長に提出しなければならない。

3 区長は、保護者が他の地方公共団体が行う入園料補助金及び保育料補助金と同種の補助金の交付を受けているときは、入園料補助金及び当該交付を受けた期間に係る保育料補助金を交付しない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 区長は、前条の交付申請があったときは、申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を入園料補助金においては別記第5号様式、施設等利用給付及び保育料補助金においては別記第6号様式、預かり保育料補助金においては、別記第11号による決定通知書を申請者宛て通知するものとする。

(補助金の支払方法及び時期)

第9条 補助金は原則として、全て口座振込みにより行うものとする。

2 入園料補助金、施設等利用給付、保育料補助金及び預かり保育料補助(認可外保育施設利用費保育料補助も含む)は、原則として9月以降区長が定める日に支払うものとする。

(補助金に関する調査)

第10条 区長は、補助金に関し必要と認めたときは、補助金の交付を受けた保護者に対し報告を求め、又は調査することができる。

第11条 区長は、保護者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 区長は補助金の交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他の必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に係る取扱いに関する細目については、子育て支援部長が定める「取扱要領」によるものとし、その他必要な事項については、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)を適用する。

付 則 (平成17年4月1日目総総第39号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年4月1日目総総第22号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月1日目総総第1413号)

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日目子子第24号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月1日目子子第1871号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日目子子第2731号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月17日目子子第2522号）

この要綱は、平成22年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成23年5月11日目子子第1560号）

この要綱は、平成23年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成24年5月14日目子子第1861号）

この要綱は、平成24年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成25年6月4日目子子第2423号）

この要綱は、平成25年6月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成25年11月28日目子子第8121号）

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

付 則（平成26年4月1日目子子第176号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年5月15日目子子第2876号）

この要綱は、平成26年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年4月21日目子子第1050号）

この要綱は、平成27年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年7月27日目子子第4371号）

この要綱は、平成27年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成27年11月5日目子子第7499号）

この要綱は、平成27年11月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成28年4月1日目子子第284号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年7月5日目子子第3517号）

この要綱は、平成28年7月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成29年4月1日目子子第753号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月14日目子子第7135号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する

付 則（平成30年8月1日目子子第4686号）

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和元年7月24日目子子第3780号）

この要綱は、令和元年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和元年9月24日目子子第6291号）

この要綱は、令和元年9月24日から施行し、同年10月1日から適用する。

付 則（令和元年11月14日目子子第8005号）

この要綱は、令和元年11月14日から施行し、同年11月1日から適用する。

付 則（令和2年11月6日目子子第6566号）

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和3年5月17日目子子第1843号）

この要綱は、令和3年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（令和4年3月31日目子子第13541号）

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

付 則（令和5年9月26日目子子第6063号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。